

二〇二五年度博士後期課程外国人留学生入学試験・二〇二四年度外国語能力試験 問題

早稲田大学大学院法学研究科

日本語小論文

研究指導名…民法研究指導

教員名…大澤 慎太郎

日本では、二〇二四年の六月に「事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）」が成立し、企業ないし事業自体を包括的に担保の目的とすることができ、いわゆる「企業価値担保権」が設けられることとなった。

このような企業ないし事業自体に係る包括担保権を認めることのメリットとデメリット（問題点）とを挙げつつ、その導入の是非や利用可能性の有無について論じなさい。